

大和市告示第52号

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱等の一部を改正する要綱

(大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正)

第1条 大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成21年大和市告示第86号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「所得水準」の次に「(ただし、当該所得の額を計算するに当たっては児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。)」を加える。

第6条第1項第4号を削る。

第8条第3項ただし書中「及び第4号」を削る。

(大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正)

第2条 大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(平成21年大和市告示第87号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「所得水準」の次に「(ただし、当該所得の額を計算するに当たっては、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。)」を加える。

第4条第2項中「36月」を「48月」に改める。

第5条第1号中「並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者(以下「寡婦等のみなし適用者」という。))」を削る。

第6条第2項第3号を削り、同項第4号中「(当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年を証明する書類その他の当該事実を明らかにする書類を含む。)」を削り、同号を同項第3号とし、同項第

5号を同項第4号とする。

第8条第3項中「同条第2項第3号」を「同条第2項第4号」に改める。

(大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部改正)

第3条 大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱(平成27年大和市告示第180号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「所得水準」の次に「(ただし、当該所得の額を計算するに当たっては、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。)」を加える。

第6条第4号を削る。

第8条第2項ただし書及び第9条第2項ただし書中「及び第4号」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第6条及び第8条の規定、第2条の規定による改正前の大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第5条、第6条及び第8条の規定並びに第3条の規定による改正前の大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第6条及び第8条の規定は、平成29年から令和元年までの所得の額を算定する場合において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。)となる者については、なおその効力を有する。

3 第2条の規定による改正後の大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第4条第2項の規定は、この要綱の施行の際現に第2条の規定による改正前の大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第4条第2項の規定により訓練促進給付金の支給を受けている者についても適用する。